（株主資本の分類）

第二百七十条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

（資本金の表示）

第二百七十一条　第六十一条の規定は、資本金について準用する。

（新株式申込証拠金の表示）

第二百七十二条　第六十二条の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

（資本剰余金の区分表示）

第二百七十三条　第六十三条の規定は、資本剰余金について準用する。

（利益剰余金の区分表示）

第二百七十四条　第六十五条の規定は、利益剰余金について準用する。

（自己株式の表示）

第二百七十五条　第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

（自己株式申込証拠金の表示）

第二百七十六条　第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第二百七十七条　第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

（株式引受権の表示）

第二百七十八条　第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第二百七十九条　第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

（一株当たり純資産額の注記）

第二百八十条　一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第二百八十一条　準備金等は、第二百四十七条及び第二百六十二条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3　準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。